

| | | | |
|------|--|----|--|
| 受検番号 | | 氏名 | |
|------|--|----|--|

高等学校地理歴史（歴史）解答用紙（解答例）

その3

[5]

| | | | | |
|-----|---|---|-----|------|
| (1) | (a) | 村方騒動 | (b) | 生田万 |
| | (c) | 長州征討 | (d) | 小作争議 |
| (2) | <p>比較的豊かだった鉱山収入が減少したうえ、資料1に描かれている明暦の大火による江戸城・江戸市中の再建費用や、将軍権威を荘厳化するための寺社造営費が幕府財政を著しく圧迫した。そのため、幕府は、勘定吟味役の荻原重秀の建議により、資料2で見てとれる金含有量の少ない元禄小判に改鑄して収入を増加させる財政政策が行われた。この貨幣価値の下落は、物価の上昇を招き、人々の生活を圧迫した。</p> | | | |
| (3) | 定免法 | | | |
| (4) | <p>田畑永代売買の禁令により、土地売買は禁止されていたが、農村社会では、田畑を質入れし、質流れという形で土地所有権の移動が行われていた。このような事態に対して、幕府が質流れ地禁止令を出したのを契機に、越後頸城などの質入百姓が質地の無償取り戻しを要求しておこした騒動。</p> | | | |
| (5) | ア | 検地帳に田畑や屋敷の所持を登録され、年貢や諸役をつとめる本百姓。 | | |
| | イ | 百姓の騒動は、藩主・旗本が責めさいなむことだけが原因なのではなく、その地に必ず余裕のある者がおり、大勢の水呑から収奪していくので、耐えかねて一揆を起こすのである。 | | |
| (6) | <p>明治9(1876)年は、米価が大幅に下落したこともあって、茨城県や三重県などで大規模な地租改正反対一揆がおこったが、この頃は不平士族による反政府運動も高まっていた時期でもあり、政府は、一揆と不平士族の反政府運動が結びつくのを防ぐために、地租を3%から2.5%に引き下げた。</p> | | | |
| (7) | <p>大戦景気で米価が上昇していた上に、シベリア出兵による軍用米の需要を当て込んだ投機商人の買い占めで米価が暴騰した。大正7(1918)年7月、富山県の漁村で安売りを要求して立ち上がったのを契機に、民衆が全国各地で暴動を起こした。寺内内閣は、軍隊を出動させて9月になって鎮圧したが、その責任をとって総辞職した。</p> | | | |